

令和7年長瀬町物価高対策生活者支援事業取扱参加店募集について

町では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている町民を支援することを目的として、商品券の発行を行うにあたり、取扱参加店を募集します。

1 事業内容

(1) 事業名

令和7年長瀬町物価高対策生活者支援事業

(2) 対象者

町内住民1人につき3,000円 配布

全店共通券 1,500円(500円×3枚)

中小一般券 1,500円(500円×3枚)

(3) 商品券使用期間

令和7年7月1日(火)から令和7年10月31日(金)まで

2 参加店の登録

(1) 提出方法

①新規登録の場合

登録申請書(様式第1号)を長瀬町産業観光課へ提出

②前回(令和6年)から継続して登録を希望する場合

継続登録同意書(様式第2号)を長瀬町産業観光課へ提出

※ 申請書への押印は不要です。

※ メールやFAXでの提出も可能です。(申請漏れ防止のために到達確認をさせて頂きたいため、送信後、お手数ですが下記問合せ先までお電話を下さい。)

(2) 提出期限

令和7年5月23日(金)まで

※ チラシを作成するために期限を設けていますが、期限を過ぎても参加可能です。

3 商品券の換金

(1) 換金方法

換金申請書兼請求書(様式第3号)を長瀬町産業観光課へ提出

※ お手数ですが、枚数確認を行いますので、窓口までお越し頂きます。

(2) 換金期限

令和7年12月26日(金)

※ 換金漏れがないか、令和8年1月以降に確認のお電話をさせて頂きます。

<お問い合わせ先・各種書類の提出先>

長瀬町産業観光課

電話番号: 66-3111 (内線232~234)

FAX: 66-0894

メール: sangyo@town.nagatoro.saitama.jp

3 商品券の取扱方法

- (1) 消費者（お客様）が商品券を使用されるときは、偽造券（カラーコピー等）、以前配付したものでないかを確認のうえ取り扱ってください。
なお、商品券は偽造防止策として次の加工が施してあります。
 - ・蛍光インキ加工
 - ・ナンバリング（商品券1枚ごとに異なる番号が振られている。）
- (2) 商品券の額面金額の合計が取引の対価を下回る場合のみ使用できる。
- (3) 商品券を交換、譲渡及び売買しないでください。また、他店転用及び直接換金はしないでください。
- (4) 商品券を次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用させないでください。
 - ① 不動産や金融商品
 - ② たばこ
 - ③ プリペイドカード等換金性の高いもの
 - ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - ⑤ 国税、地方税や使用料などの租税公課
- (5) 商品券は、再発行をしないので、取り扱いには十分注意してください。

4 参加店の責務及び注意事項

- (1) 特定取引において商品券の受取を拒まないでください。
- (2) 町と適切な連携体制を構築してください。
- (3) このマニュアルに定める事項を遵守してください。

5 商品券の換金手続き

- (1) 商品券の換金は、商品券枚数の確認及び商品券裏面に参加店のゴム印等を押印したうえで、「令和7年長瀬町物価高対策生活者支援事業商品券換金申請書兼請求書（様式第3号）」に必要事項を記入し、商品券とともに産業観光課へ提出してください。
（土曜日、日曜日、祝日を除き、午前9時から午後5時までの受付とします。）
※ 換金手続きは、終了後にまとめて実施していただいても、例えば毎月実施していただいてもどちらでも対応できます。
- (2) 口座振替は、町が指定する日において行います。
- (3) 商品券の換金申請期限は、令和7年12月26日（金）までとします。
- (4) 町から「令和7年長瀬町物価高対策生活者支援事業商品券換金決定通知書兼交付額確定通知書（様式第4号）」を通知します。